

○駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会規程

平成28年11月1日

制定

改正 令和3年12月21日

令和5年5月25日

(設置)

第1条 駒澤大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価の客観性及び公平性を高め、教育・研究活動の一層の改善や充実に資するため、外部評価を実施する機関として駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、学長の依頼により、全学自己点検・評価に関する規程及び全学自己点検・評価に関する規程施行細則に基づき、本学が実施する自己点検・評価の結果について検証及び評価を行い、本学の教育・研究活動の一層の改善や充実に資する提言を行う。

2 外部評価委員会は、次の各号の中から、学長により提示された項目について、検証及び評価を行う。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育・学習
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 管理運営・財務
- (11) その他、学長より提示された項目

(構成)

第3条 外部評価委員会の委員は、3人程度とし、次の各号に掲げる学外有識者の中から学長が選考し、委嘱する。

- (1) 経済・産業界関係者
  - (2) 本学の所在する都道府県又は市区町村（隣接する市区町村を含む）の地方自治体関係者
  - (3) その他、学長が必要と認めた者
- 2 前項に定める各号のうち、第1号及び第2号の者を必ず含めるものとする。
  - 3 第1項第1号に定める経済・産業界関係者には、本法人や本学等から発令されている者及び認証評価機関を含めない。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

なお、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 外部評価委員会に、委員の互選による委員長1人を置く。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第6条 外部評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 外部評価委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 外部評価委員会は、全学自己点検・評価委員会に関する規程第5条第1項第2号に定める自己点検・評価の終了後、特別な事由があるときを除き、原則として毎年度開催する。
- 4 外部評価委員会は、外部評価の結果及び提言をまとめた報告書を作成し、学長に提出する。

(改善の取組み)

第7条 学長は、前条第4項に定める報告書を駒澤大学教学運営会議に報告し、内部質保証の推進に努める。

(報酬)

第8条 外部評価委員会の委員に対し、謝金、交通費及び宿泊費を次のとおり支給する。

- (1) 謝金は、駒澤大学謝金支給基準により、委員会2時間程度を標準として1万円を支給する。ただし、報告等の事前・事後の用務遂行にあたり、委員長には1回につき3万円、委員には1回につき2万円を支給する。
- (2) 交通費及び宿泊費は、駒澤大学旅費規程を準用する。

(守秘義務)

第9条 外部評価委員会の委員は、外部評価に関わる業務を遂行するにあたり知り得た事項について、第三者に漏洩してはならない。この義務は任期終了後も同様とする。

(事務所管)

第10条 外部評価委員会の事務所管は、学長室とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、全学自己点検・評価委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴取し、これを行う。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、駒澤大学自己点検・評価に関する外部評価委員会運用内規（平成28年11月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。